

議案第98号

仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

## 仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事請負契約変更

仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事請負契約を、下記のとおり変更する。

### 記

#### 変更内容

工	期	既定工期	令和4年8月5日
		変更工期	令和5年2月3日

#### 理 由

工事着手後、地中障害物が発見されたことによる建物のくいの設置位置の変更に伴い、再度、建築基準法に基づく申請等が必要となったため。